

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	筑後市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chikugo.lg.jp/shisei/_6154/_17779.html

執行機関名 筑後市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第17号)別表第1 第3の項 筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)第3条第2項第3号から第9号まで
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る母子家庭の母、母子家庭の母の配偶者若しくは扶養義務者でその母と生計を一にするもの、父子家庭の父、父子家庭の父の配偶者若しくは扶養義務者でその父と生計を一にするもの、父母のない児童を養育する者の配偶者若しくはその養育者の生計を維持する扶養義務者、父母が死亡した児童等を養育する者又は父母のない児童のうち父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)第3条第2項第8号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	申請者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--